

# 第 1 章 計画の基本的事項

## 第 1 節 計画策定の背景

### (1) 市川市の環境行政のあゆみ

従来の公害対策基本法に代わる新たな枠組みとして、環境基本法が 1993（平成 5）年 11 月に制定されたことを受け、市川市では 1994（平成 6）年 3 月に「いちかわ環境プラン」を策定し、快適環境の創造を目指した施策を展開してきました。

また、1998（平成 10）年 7 月には、自然との共生に配慮し、資源循環型の快適な環境を実現していくために、「市川市環境基本条例」（平成 10 年条例第 30 号）を制定しました。

さらに、2000（平成 12）年 2 月には、いちかわ環境プランを社会情勢に沿った視点で見直し、市川市環境基本条例に基づいて「市川市環境基本計画」を、2012（平成 24）年 3 月に「第二次市川市環境基本計画」を策定し、計画に基づく取り組みを実施してきました。

### (2) 環境政策を巡る国内外の動向

#### ① 国及び県における環境政策の動向

我が国の環境行政は、昭和 30 年代からの高度経済成長期における「産業型公害」から、自動車排出ガス等による大気汚染や生活排水による水質汚濁、ごみ問題など、生活に起因した「都市生活型環境問題」への対応を経て、国境を越えたグローバルな広がりや解決に長い年月を要する「地球環境問題」への対応が求められるようになりました。

国の環境基本計画は、環境基本法に基づき政府が定める、環境の保全に関する基本的な計画であり、1994（平成 6）年 12 月に「第一次環境基本計画」が閣議決定されました。その後改定を重ね、2018（平成 30）年 4 月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要とされ、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、自立・分散型の社会を形成する「地域循環共生圏」の考えが盛り込まれました。

また、千葉県においては前計画の計画期間終了に伴い、「千葉県環境基本計画（第三次）」を 2019（平成 31）年 3 月に策定し、分野横断的に施策を展開することで、国と同様に環境・経済・社会的課題の同時解決を目指しています。

② 持続可能な開発目標 ～SDGs（エスディー・ジーズ）～

SDGsとは、2015（平成27）年9月、国連持続可能な開発サミットで採択された、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の略称で、国連加盟国193か国が持続可能な世界を目指し、2030（令和12）年までの15年間で達成するために掲げた目標のことです。

この目標は、17のゴール（図1-1）とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用されるという普遍性を持っています。また、多種多様な主体の連携や環境・経済・社会の三側面統合の概念が示されており、その考え方は、国の第五次環境基本計画においても活用されています。

本計画では、環境と関連の深いゴール3、4、7、11、12、13、14、15、17を踏まえて、施策を展開していきます。

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  <p><b>1 貧困をなくそう</b></p>              | <p><b>1. 貧困をなくそう</b><br/>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>  |  <p><b>2 飢餓をゼロに</b></p>          | <p><b>2. 飢餓をゼロに</b><br/>飢餓を終わらせ、食料安全及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>  |
|  <p><b>3 すべての人に健康と福祉を</b></p>        | <p><b>3. すべての人に健康と福祉を</b><br/>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>  |  <p><b>4 質の高い教育をみんなに</b></p>    | <p><b>4. 質の高い教育をみんなに</b><br/>全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>  |
|  <p><b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b></p>      | <p><b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b><br/>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化を行う</p>   |  <p><b>6 安全な水とトイレを世界中に</b></p> | <p><b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b><br/>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>   |
|  <p><b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b></p> | <p><b>7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに</b><br/>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代エネルギーへのアクセスを確保する</p>                           |  <p><b>8 働きがいも経済成長も</b></p>    | <p><b>8. 働きがいも経済成長も</b><br/>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用を促進する</p>                                      |
|  <p><b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b></p>    | <p><b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b><br/>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る</p>                             |  <p><b>10 人や国の不平等をなくそう</b></p> | <p><b>10. 人や国の不平等をなくそう</b><br/>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>   |
|  <p><b>11 住み続けられるまちづくりを</b></p>     | <p><b>11. 住み続けられるまちづくりを</b><br/>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>  |  <p><b>12 つくる責任つかう責任</b></p>   | <p><b>12. つくる責任つかう責任</b><br/>持続可能な生産消費形態を確保する</p>  |
|  <p><b>13 気候変動に具体的な対策を</b></p>      | <p><b>13. 気候変動に具体的な対策を</b><br/>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>  |  <p><b>14 海の豊かさを守ろう</b></p>    | <p><b>14. 海の豊かさを守ろう</b><br/>持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する</p>   |
|  <p><b>15 陸の豊かさを守ろう</b></p>         | <p><b>15. 陸の豊かさを守ろう</b><br/>陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する</p> |  <p><b>16 平和と公正をすべての人に</b></p> | <p><b>16. 平和と公正をすべての人に</b><br/>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る</p> |
|  <p><b>17 パートナリシップで目標を達成しよう</b></p> | <p><b>17. パートナリシップで目標を達成しよう</b><br/>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>                          |   |  |

図1-1 SDGsの17のゴール（出典：環境省『平成30年度環境白書』）

### ③ 地球温暖化問題に関する動向

2015（平成 27）年 12 月、地球温暖化対策の国際的枠組として、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において「パリ協定」が採択されました。これを受け、国は 2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガスの削減目標について、2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26%削減するという目標を掲げ、長期的目標として 2050（令和 32）年度までに 80%の削減を目指すとなりました。

また、温室効果ガスの排出抑制による「緩和」（地球温暖化の防止）だけでなく、進みゆく気候変動による影響を回避・軽減する「適応」（地球温暖化への備え）も同時に進めていくことが必要であるため、国は 2018（平成 30）年 6 月に「気候変動適応法」を制定し、同年 11 月にはそれに基づく「気候変動適応計画」を閣議決定しました。

### ④ 循環型社会の推進に関する動向

2018（平成 30）年 6 月、第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示しています。

また、近年マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっているほか、中国をはじめとするアジア各国において廃プラスチックの輸入が制限されるなど、廃プラスチックを取り巻く環境が変化しています。このような状況の中、国は 2019（令和元）年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、プラスチックの資源循環を総合的に推進していくとしました。

そして食料資源については、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスが大量に発生している状況であり、2019（令和元）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、自治体においても取り組みの強化が求められています。

### ⑤ 生物多様性（自然環境）に関する動向

2010（平成 22）年に名古屋市で開催された、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、愛知目標が採択されました。これは、2050（令和 32）年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020（令和 2）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の目標です。

これを受け、2012（平成 24）年 9 月、国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」を閣議決定し、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、2020（令和 2）年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」を設定しました。

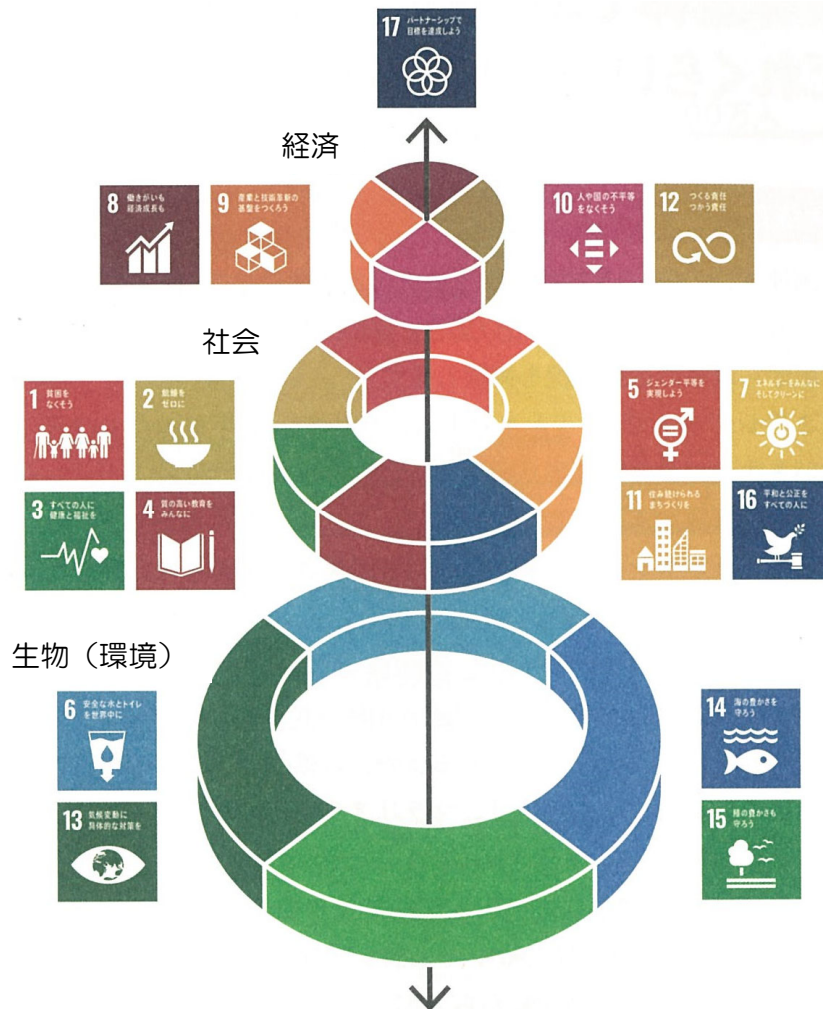
また、2016（平成 28）年にメキシコのカンクンで行われた生物多様性条約第 13 回締約国会議（COP13）において、愛知目標の達成に向けた取り組みを強化するカンクン宣言が採択されました。

## コラム ～SDGs ウェディングケーキモデル～

ストックホルムのレジリエンスセンターが作成した「SDGs ウェディングケーキモデル」は、生物圏（Biosphere）、社会圏（Society）、経済圏（Economy）の3つに分類され、「生物圏（環境）」を土台として、その上に「社会圏」と「経済圏」を置いています。

このモデルは、人間社会と経済活動のサステナビリティ（持続可能性）は環境が土台となっており、環境の持続可能性なくして、社会や経済の持続的な発展は成り立たないことを示しています。

SDGs の各目標は広範な分野に渡る包括的なものですが、環境に関わるゴールは全ての基盤となっており、2030 年に向けて全ての国がその目標達成に取り組んでいく必要があります。



SDGs ウェディングケーキモデル（出典：ストックホルム・レジリエンス・センター）

### (3)第三次市川市環境基本計画の策定

第二次市川市環境基本計画の計画期間が終了することから、この計画の検証を踏まえ、気候変動対策等の新たな環境課題や社会情勢の変化へ対応していくため、この度「第三次市川市環境基本計画」（以下、「本計画」と記述。）を策定します。

表1-1 市川市の環境施策に関する各計画の概要

|       | 第二次市川市環境基本計画                                     | 第三次市川市環境基本計画   |
|-------|--|--|
| 性格    | 長期的視野に立って環境問題に取り組んでいくための環境政策の大綱                  |  |
| 策定    | 平成24年3月  | 令和3年3月   |
| 期間    | 令和2年度まで  | 令和12年度まで   |
| 基本目標  | みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ                       |  |
| コンセプト | 市民協働、実効性、環境施策の総合的な推進の強化を図り、人と自然が共生する活力あふれる社会を目指す | 世界的な潮流であるSDGsと環境施策の関連を示し、各施策について分野横断的に取り組むことで、総合的かつ計画的に市の施策及び各主体の行動を推進することを目指す |

## 第2節 計画策定の目的

本計画は、市川市環境基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市川市環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。



### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、市川市環境基本条例に基づく計画（図 1-2）であり、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的視野に立って環境問題に取り組んでいく環境政策の大綱となるものです。

また、市川市総合計画 2050 の将来都市像『いのちを尊び 知性と希望を育み 環境と共生して 和が訪ねるまち いちかわ ～住み続けたいまちを次世代へ～』を環境面から推進するとともに、各分野を環境の視点で横断的につなげる役割も併せ持ちます。そのため、市川市総合計画 2050 の方向性を踏襲するとともに、都市計画マスタープランなどの関連する計画等とも連携するものとしています。

なお、本計画は、国・県の環境基本計画の内容を踏まえたものとなっています。

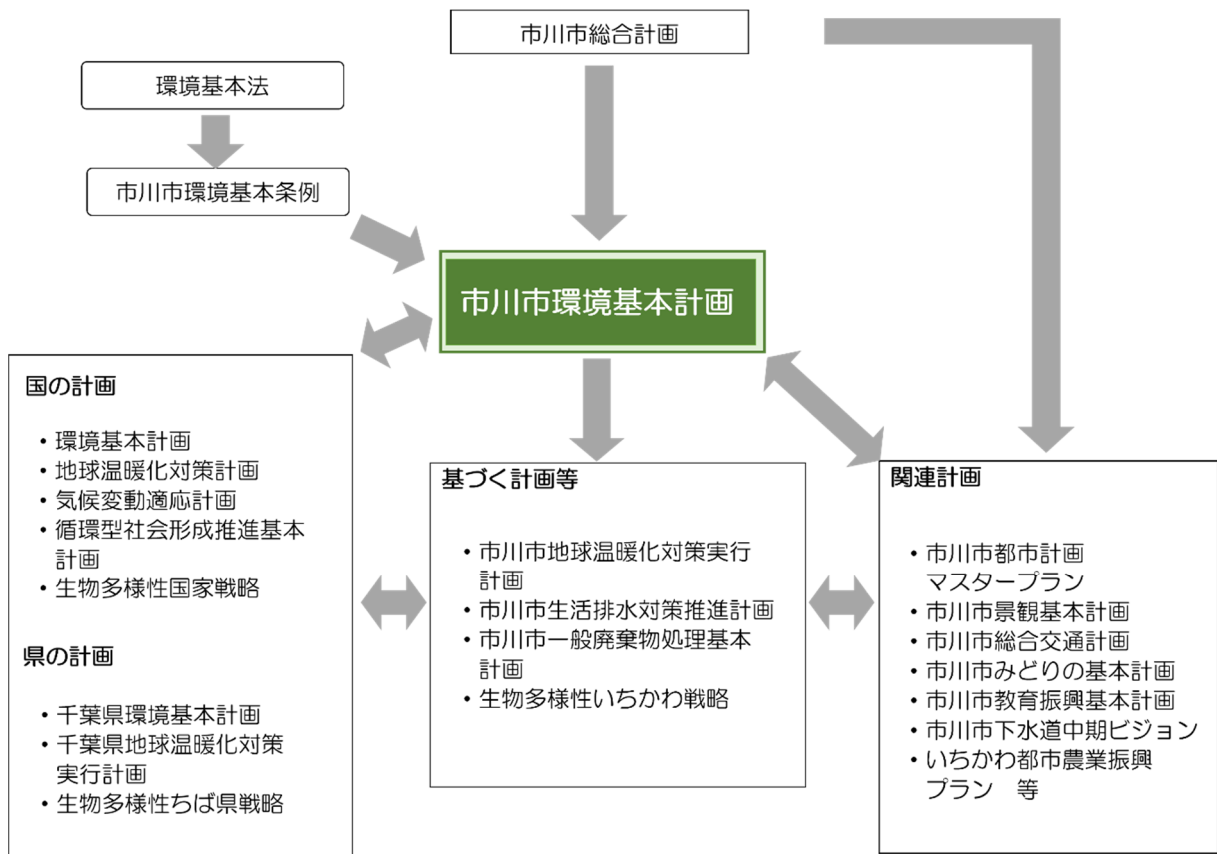


図 1-2 本計画の位置づけ

## 第4節 対象とする施策の範囲

本計画の対象とする施策の範囲は、次に掲げる5つの分野です。

表1-2 対象とする施策の範囲

| 分野       | 対象となるもの   |
|----------|---|
| 地球環境     | 地球温暖化、再生可能エネルギー、気候変動 など                               |
| 資源循環・廃棄物 | 資源、廃棄物 など   |
| 自然環境     | 動物、植物、山林、緑地、水辺 など                                     |
| 生活環境     | 大気、水質、地盤沈下、土壌、騒音、振動、悪臭、景観、都市基盤施設（道路・下水道・公園など）、環境美化 など |
| 協働       | 環境学習、環境情報の提供、環境配慮活動 など                                |

## 第5節 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10ヵ年とします。なお、策定の5年後を目処に、市政の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

表1-3 計画期間

| 年度                 | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | H30  | R1   | R2   | R3                         | R4   | R5   | R6   | R7   | R8   | R9   | R10  | R11  | R12  |  |
|--------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--|
|                    | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021                       | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |  |
| 前計画<br>（平成24年3月策定） |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |                            |      |      |      |      |      |      |      |      |      |  |
| 本計画<br>（令和3年3月策定）  |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |                            |      |      |      |      |      |      |      |      |      |  |
|                    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 中間見直し<br>目標年度：2030（令和12）年度 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |  |

## 第6節 計画の主体と役割

本計画の目的である環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためには、多様な施策を市民・事業者・市が役割分担の下、それぞれの立場から特質を生かし、かつ協働して日常的・継続的に取り組む必要があります。

各主体の役割について、基本的な考え方を示します。

### (1)市民の役割

- ・自らの生活に伴う環境への負荷の低減に取り組みます。
- ・環境の保全及び創造に向けて積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します。

エネルギー使用による二酸化炭素の排出、ごみの排出、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁など、市民の日常生活は環境に影響を与えています。市民一人ひとりが環境問題への取り組みを意識し、自主的に行動することが求められています。

また、市政への関心を高め、環境行政の推進においても市民活動団体（ボランティア団体やNPOなど）がより一層行政の役割の一翼を担っていくことが期待されています。

### (2)事業者の役割

- ・環境法令等を遵守することで、公害を防止し、自然環境を適正に保全します。
- ・事業活動に伴う資源・エネルギーの効率的利用による低炭素化や、製品の使用や廃棄などによる環境の負荷の低減に取り組むとともに、再生資源の利用に努めます。
- ・生物多様性に配慮した事業活動を行うことにより、生態系の保全に努めます。
- ・環境の保全及び創造に向けて積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します。
- ・従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努めます。

事業者の活動は、市民の場合と比較して、環境に与える影響が大きく、また、各種の組織を保持し、さらに環境の保全及び創造を進めるための物的・人的資源を有することから、応分の役割を担うことが求められています。

### (3)市の役割

- ・環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・環境の保全及び創造を推進するために、市民・事業者と協力するとともに、国や他の地方自治体との連携を図ります。
- ・環境に関する情報を収集し、提供することで市民・事業者と共通認識を図ります。

市は、市民・事業者と協働して環境の保全及び創造に取り組むとともに、事業者としても、率先して環境に配慮した事業活動を行います。